

8-194 「アルコール事業法」(抄)

アルコール事業法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成12年4月5日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 青木 幹雄

法律第36号

アルコール事業法

[中略]

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項、第16条第2項、第21条第2項及び第26条第2項並びに附則第23条の規定は、同年1月6日から施行する。

(機構の業務)

第2条 機構は、当分の間、石油代替エネルギー法第39条第1項及び第2項に規定する業務のほか、アルコールの製造を行う業務及びこれに附帯する業務(以下「アルコール製造業務」という。)並びにアルコール(特定アルコールを除く。)の販売を行う業務及びこれに附帯する業務(以下「一般アルコール販売業務」という。)を行うことができる。

(機構の販売価格の認可等)

第3条 機構は、前条の規定により販売するアルコール(以下この条において「一般アルコール」という。)の価格(以下この条において「販売価格」という。)を定めようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の販売価格は、アルコールの買入れ、輸送、保管、売渡しその他の一般アルコールの販売に要する経費の適正な原価を償うものであり、かつ、営利を目的としないものでなければならない。

3 経済産業大臣は、第1項の規定により販売価格を認可したときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認可をした販売価格を公告するものとする。

4 機構は、第1項の認可を受けた販売価格によらなければ一般アルコールを販売してはならない。

(特別の勘定)

第4条 機構は、アルコール製造業務及び一般アルコール販売業務に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(石油代替エネルギー法の特例)

第5条 附則第2条の規定により機構の業務が行われる場合には、石油代替エネルギー法第41条第1項中「第39条第1項」とあるのは「第39条第1項及びアルコール事業法附則第2条」と、石油代替エネルギー法第52条中「政令」とあるのは「政令並びにアルコール事業法」と、石油代替エネルギー法第53条第2項及び第54条第1項中「この法律」とあるのは「この法律又はアルコール事業法」と、石油代替エネルギー法第59条第3号中「第39条第1項」とあるのは「第39条第1項及びアルコール事業法附則第2条」とする。

(機構の業務の実施に伴う特例)

第6条 附則第2条の規定により機構の業務が行われる場合には、第15条中「製造事業者」とあるのは「製造事業者及び機構」と、第22条第1項中「又は輸入事業者」とあるのは「輸入事業者又は機構」と、同条第2項中「販売事業者は」とあるのは「販売事業者又は機構は」と、同条第3項中「製造事業者等」とあるのは「製造事業者及び機構」と、同条第4項中「製造事業者等」とあるのは「製造事業者、機構及び許可使用者であって酒税法第7条第1項の規定により酒類の製造免許を受けているもの」とし、第2章第1節から第3節まで(第15条及び第22条を除く。)の規定は、機構については適用しない。

[中略]

(アルコール専売法等の廃止)

第9条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 アルコール専売法(昭和12年法律第32号)

二 アルコール専売事業特別会計法(昭和

22年法律第39号)

- 三 アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律（昭和25年法律第30号）

〔中略〕

（アルコール専売事業特別会計からの権利及び義務の承継等）

第20条 この法律の施行の際現に国が有する権利及び義務のうち、旧法に規定するアルコールの製造、収納、販売等の事業に関するもので政令で定めるものは、この法律の施行の時に、機構がアルコール専売事業特別会計（次条において「特別会計」という。）から承継する。

- 2 前項の規定による承継があったときは、その承継の際、その承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、石油代替エネルギー法第14条第3項の許可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（アルコール専売事業特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第21条 特別会計の平成12年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。ただし、附則第9条の規定による廃止前のアルコール専売事業特別会計第12条、附則第24条の規定による改正前の印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律（昭和24年法律第64号）及び附則第9条の規定による廃止前のアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の規定は、適用しない。

- 2 この法律の施行の際特別会計に所属する権利及び義務（前条第1項の規定により機構に承継されるものを除く。）は、この法

律の施行の時に、一般会計に帰属するものとする。

- 3 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、平成12年度の一般会計の歳入とする。

〔中略〕

（印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律の一部改正）

第24条 印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

印刷局特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律

第1条中「及びアルコール専売事業特別会計（以下「各会計」という。）」及び「並びにアルコール専売事業特別会計法（昭和22年法律第39号）第12条、附則第5条及び第6条」を削り、「各会計」を「同特別会計」に改める。

第2条第1項中「各会計の決算上の利益」を「印刷局特別会計の決算上の利益」に、「各会計の当該年度」を「同特別会計の当該年度」に、「各会計の運転資金」を「同特別会計の運転資金」に、「各会計の所管大臣と財務大臣とが協議して」を「財務大臣が」に改め、同条第2項中「各会計の所管大臣と財務大臣とが協議して」を「財務大臣が」に改める。

〔以下省略〕

（出所）『官報』平成12年4月5日（号外第67号）。

8-195 「厚生保険特別会計法の一部を改正する法律」

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成2年3月27日

内閣総理大臣 海部 俊樹

法律第3号

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

厚生保険特別会計法（昭和19年法律第10号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

第19条 特別保健福祉事業ニ関スル政府ノ經理ハ当分ノ間第1条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトス

前項ノ特別保健福祉事業（以下特別事業ト称ス）トハ国民保健ノ向上及老人福祉ノ増進ヲ目的トシテ国民ノ老後ニ於ケル健康ノ保持及適切ナル医療ノ確保ヲ図ル為特別保健福祉事業資金ノ運用利益金ヲ財源トシテ行フ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 社会保険診療報酬支払基金ガ行フ老人保健法第64条第3項ニ規定スル老人保健関係業務ニ対スル政令ヲ以テ定ムル補助ニシテ予算ノ範囲内ニ於テ行フモノ

二 健康保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ健康勘定ヘノ繰入

三 船員保険事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツル為及船員保険事業ノ福祉施設費ノ内政令ヲ以テ定ムルモノニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ船員保険特別会計ヘノ繰入

四 前3号ニ掲グルモノノ外健康保険事業ノ保健施設及福祉施設其ノ他ニ係ル財政上ノ措置ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ

第1項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テハ業務勘定ニ特別保健福祉事業資金（以下資金ト称ス）ヲ置キ次条第2項ノ規定ニ依ル繰入金、資金ノ運用利益金及第19条ノ6第1項ノ規定ニ依ル組入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第1項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ業務勘定ニ於テハ第6条ノ規定ニ依ルモノノ外資金ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、資金ヨリノ受入金及特別事業ニ係ル附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ資金ヘノ繰入金、特別事業ニ要スル経費並ニ年金勘定及一般会計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第1項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第3条ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス第19条の次に次の六条を加える。

第19条ノ2 資金ニ充ツル為必要アルトキハ一般会計ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限り業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

資金ニハ前項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金ニ相当スル金額ヲ業務勘定ヨリ繰入ルベシ

第19条ノ3 特別事業ニ要スル経費ニ充ツル為資金ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限り業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

前項ニ規定スル繰入金ノ額ハ当該繰入金ヲ為ス年度迄ニ生ジタル資金ノ運用利益金及当該年度ノ前年度迄ニ第19条ノ6第1項ノ規定ニ依リ資金ヘ組入レタル金額ノ合計額ニ相当スル金額（当該前年度迄ニ前項又ハ同条第1項ノ規定ニ依リ業務勘定ニ繰入レタル金額アル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相当スル金額）ヲ限度トス

第19条ノ4 政府ハ厚生年金保険事業ノ長期的安定ヲ確保スル為必要アルトキハ特別事業ノ必要性ヲ勘案シツツ業務勘定ヨリ資金ノ金額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル金額ヲ限り年金勘定ニ繰入ルルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ年金勘定ニ於テハ第5条ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス第1項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ当該繰入金ニ相当スル金額ヲ資金ヨリ業務勘定ニ繰入ルベシ

第1項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為シタルトキハ当該繰入金額ガ第18条ノ11第2項又ハ第18条ノ12第2項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ年金勘定ニ繰入レラレタルモノト看做ス

前項ノ規定ノ適用ニ付テ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

一般会計ヨリ第18条ノ11第2項及第18条ノ12第2項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ年金勘定ニ繰入ルベキ金額ノ合計額ニ相当スル金額ガ年金勘定ニ繰入レラレタル場合（第4項ノ規定ニ依リ繰入レラレタルモノト看做サレル場合ヲ含ム）ニ於テ資金ニ残額アルトキハ政府ハ特別事業ノ必要性ヲ勘案ノ上

業務勘定ヨリ当該残額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル金額ヲ限り一般会計ニ繰入ルルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ第3項ノ規定ヲ準用ス

第19条ノ5 資金ノ受払ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ業務勘定ノ歳入歳出外トシテ經理ス

第19条ノ6 業務勘定ニ於テ毎会計年度ノ第19条第4項ノ規定ニ依リ歳入額ヨリ当該年度ノ同項ノ規定ニ依リ歳出額ヲ控除シテ剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ資金ニ組入レ不足ヲ生ジタルトキハ之ヲ資金ヨリ補足スベシ
第19条第1項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於ケル第9条ノ規定ノ適用ニ付テハ同条中「決算上」トアルハ「毎会計年度ノ歳入額（第19条第4項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）ヨリ当該年度ノ歳出額（同項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）ヲ控除シテ」ト読替フルモノトス

第19条ノ7 資金ハ資金運用部ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

第20条から第22条までを次のように改める。

第20条及至第22条 削除

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の規定は、平成元年度以降の予算について適用する。

2 船員保険特別会計法（昭和22年法律第236号）の一部を次のように改正する。

第26条の次に次の一条を加える。

第27条 厚生保険特別会計法（昭和19年法律第10号）第19条第1項の規定により特別保健福祉事業に関する政府の經理を厚生保険特別会計において行う場合においては、第3条の規定によるもののほか、厚生保険特別会計業務勘定からの受入金をもつてこの会計の歳入とする。

大蔵大臣 橋本龍太郎

厚生大臣 津島 雄二

内閣総理大臣 海部 俊樹

（出所）『官報』平成2年3月27日（号外特第8号）。

8-196 「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」（抄）

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成元年12月22日

内閣総理大臣 海部 俊樹

法律第87号

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法

〔中略〕

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、平成2年4月1日から施行する。

〔中略〕

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第14条 厚生保険特別会計法（昭和19年法律第10号）の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の五条を加える。

第24条 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第87号以下特別措置法ト称ス）ニ依ル制度間調整事業ノ經理ハ当分ノ間第1条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトス

第25条 本会計ニ前条ノ制度間調整事業ノ經理ヲ明確ニスル為第2条ニ規定スル各勘定ノ外制度間調整勘定ヲ設ク

第26条 年金勘定ニ於テハ第5条ノ規定ニ依ルモノノ外制度間調整勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ同勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第27条 制度間調整勘定ニ於テハ年金勘定ヨリノ受入金、特別措置法第2条第5号ニ規定スル年金保険者タル共済組合（以下単ニ共済組合ト称ス）ヨリノ拠出金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ年金勘定ヘノ繰入金、共済組合ヘノ交付金及附属諸経費ヲ以テ其ノ歳出トス

第28条 業務勘定ニ於テハ第6条ノ規定ニ

依ルモノノ外制度間調整事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ヲ以テ其ノ歳出トス〔以下省略〕

(出所)『官報』平成元年12月22日(号外第181号)。

8-197 「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(抄)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成8年6月14日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第82号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律

〔中略〕

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成9年4月1日から施行する。ただし、附則第37条及び第47条第1項の規定は、同年1月1日から施行する。

(被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の廃止)

第2条 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第87号)は、廃止する。

2 平成8年度以前の年度の前項の規定による廃止前の被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(次項及び附則第82条において「旧制度間調整法」という。)の規定による調整交付金及び調整拠出金については、なお従前の例による。

3 旧制度間調整法の規定は、厚生年金保険の管掌者たる政府並びに法律によって組織された共済組合及び附則第32条第2項に規定する存続組合が支給する平成9年2月分及び同年3月分の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付に要する額については、

なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔中略〕

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第81条 厚生保険特別会計法(昭和19年法律第10号)の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

第24条 年金勘定ニ於テハ第5条ノ規定ニ依ルモノノ外当分ノ間厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第18条第1項ノ規定ニ依ル拠出金並ニ厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第19条及第20条ノ規定ニ依ル納付金ヲ以テ其ノ歳入トス第25条から第28条までを削る。

〔以下省略〕

(出所)『官報』平成8年6月14日(号外第140号)。

8-198 「簡易生命保険法の一部を改正する法律」(抄)

簡易生命保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成2年6月27日

内閣総理大臣 海部 俊樹

法律第50号

簡易生命保険法の一部を改正する法律

〔中略〕

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成3年4月1日から施行する。

〔中略〕

(簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部改正)

第10条 簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

簡易生命保険特別会計法

第1条中「及郵便年金事業」及び「通ジテ一の」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条中「保険勘定」を「本会計」に改め、「簡易生命保険事業経営上ノ」を削り、「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に、「同事業経営上ノ保険金」を「保険金、年金」に、「並ニ同事業」を「並ニ簡易生命保険事業」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「第2条」を「第3条」に改め、「簡易生命保険事業及郵便年金事業ノ」及び「簡易生命保険事業ノ」を削り、「此等ノ事業」を「簡易生命保険事業」に改める。

第7条中「保険勘定又ハ年金勘定」を「本会計」に改め、「当該勘定ノ」を削る。

第7条ノ2中「保険勘定又ハ年金勘定」を「本会計」に、「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に改める。

第8条中「各勘定」を「本会計」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 内閣ハ毎年度本会計の予算ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベシ

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第17条中「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に、「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改め、「当該出資ハ政令ヲ以テ定ムルトコロニ依リ本会計ノ保険勘定又ハ年金勘定ヨリ為サレタルモノト看做シ」を削り、「帰属セシメ夫々当該各勘定ノ所属トス」を「帰属セシム」に改める。

(簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第11条 簡易生命保険及郵便年金特別会計の平成2年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同会計の保険

勘定及び年金勘定の平成2年度の決算上生ずる過剰は、これを簡易生命保険特別会計の積立金として積み立てるものとする。

2 この法律の施行の際、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定に所属する積立金並びに同会計の保険勘定及び年金勘定に所属する権利義務は、それぞれ、簡易生命保険特別会計の積立金及び同会計の権利義務となるものとする。

[中略]

(郵便事業特別会計法の一部改正)

第15条 郵便事業特別会計法(昭和24年法律第109号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、簡易生命保険及び郵便年金」を「及び簡易生命保険」に改める。

附則第4項中「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に、「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に、「行なう」を「行う」に改める。

[以下省略]

(出所)『官報』平成2年6月27日(号外第74号)。

8-199 「農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律」

農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成3年12月20日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

法律第99号

農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に

関する法律

(一般会計からの繰入)

第1条 政府は、農業共済再保険特別会計の果樹勘定における果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、平成3年度において、一般会計から、25億6627万5千円を限り、同特別会計の果樹勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和19年法律第11号)第6条第3項において準用する同条第2項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

(農業勘定及び園芸施設勘定における積立金の歳入への繰入れ)

第2条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済に係る再保険金及び園芸施設勘定における園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、平成3年度において、これらの勘定における農業共済再保険特別会計法第6条第2項(同条第3項の規定により園芸施設勘定について準用する場合を含む。)の規定による積立金をそれぞれこれらの勘定の歳入に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣 羽田 孜
農林水産大臣 田名部匡省
内閣総理大臣 宮澤 喜一

(出所)『官報』平成3年12月20日(号外第181号)。

8-200 「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」(抄)

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成4年5月6日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

法律第37号

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律

〔中略〕

(国立学校特別会計法の一部改正)

第2条 国立学校特別会計法(昭和39年法律第55号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日等)」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則中第15項及び第16項を削り、第14項を第24項とし、第11項から第13項までを10項ずつ繰り下げる。

附則第10項の前に見出しとして「(国立学校の廃止等に伴う経過措置)」を付し、同項を附則第20項とする。

附則第9項中「国立学校の移転」の下に「(特別施設整備事業として行うものを除く。)」を加え、「用地の取得費」を「施設費」に改め、同項を附則第19項とし、附則第8項の次に次の10項を加える。

(特別施設整備資金の設置)

9 この会計においては、当分の間、国立学校設置法附則第5項に規定する事業(以下「特別施設整備事業」という。)の円滑な実施を図るため、特別施設整備資金(以下「資金」という。)を置き、この会計からの繰入金及び附則第14項の規定による組入金をもつてこれに充てる。この場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第3条の規定によるもののほか、資金からの受入金をもつてその歳入とし、資金への繰入金をもつてその歳出とする。

10 前項に規定するこの会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

11 資金は、特別施設整備事業に要する経費並びに特別施設整備事業のための借入金の償還金及び利子を支弁するため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

(資金の経理方法)

- 12 資金の受払いは、大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として経理するものとする。

(歳入歳出予定計算書の添付書類)

- 13 附則第9項の規定により資金が置かれている場合においては、第4条の歳入歳出予定計算書には、当該年度の資金の増減に関する計画表を添付しなければならない。

(剰余金の組入れ等)

- 14 附則第9項の規定により資金が置かれている場合においては、毎会計年度の特別施設整備事業関連歳入額(国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分収入(附則第18項において「特定学校財産処分収入」という。)、資金から生ずる収入、資金からの受入金、特別施設整備事業のための借入金及び特別施設整備事業に係る附属雑収入に係る歳入額をいう。)から、当該年度の特別施設整備事業関連歳出額(資金への繰入金、特別施設整備事業に要する経費並びに特別施設整備事業のための借入金の償還金及び利子に係る歳出額をいう。)を控除して残余があるときはこれを資金に組み入れ、不足があるときは資金からこれを補足するものとする。ただし、特別施設整備事業に要する経費に係る歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

- 15 附則第9項の規定により資金が置かれている場合においては、第13条の歳入歳出決定計算書には、当該年度の資金の増減に関する実績表を添付しなければならない。

(資金の運用)

- 16 資金は、資金運用部に預託して運用することができる。

(読替規定)

- 17 附則第9項の規定により資金が置かれている場合においては、第6条第2項中「歳入歳出予定計算書」とあるのは「歳入歳出予定計算書及び附則第13項の書類」と、第12条第1項及び第2項中「毎会計年度の歳入歳出の決算上」とあるのは「毎会計年度の歳入額(附則第14項の特別施設整備事業関連歳入額を除く。)から当該年度の歳出

額(同項の特別施設整備事業関連歳出額を除く。)を控除して」と、第14条第2項中「歳入歳出決定計算書」とあるのは「歳入歳出決定計算書及び附則第15項の書類」とする。

(借入金)

- 18 この会計においては、第7条第1項の規定によるほか、当分の間、特別施設整備事業に要する施設費を支弁するため必要があり、かつ、特定学校財産処分収入をもつて償還することができる見込みがあるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、同項の借入金の例により借入金をすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成4年7月1日から施行する。

[以下省略]

(出所)『官報』平成4年5月6日(号外第60号)。

8-201 「エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律」の提案理由説明

平成5年2月17日
衆議院商工委員会

我が国は、従来から、燃料資源の輸入依存度及び石油依存度が高く、脆弱なエネルギー供給構造を有しておりますが、近年、こうした事情に加え、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加、大量のエネルギーの消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等、エネルギーをめぐる経済的社会的環境が大きく変化している状況にあります。

このような状況の中で、エネルギーの使用の合理化の措置の拡充、石油代替エネルギーの導入を促進するための措置等を構ずることにより、経済的社会的環境の変化に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることが、喫緊の課題とされているところであります。

こうしたことから、政府といたしましては、このたび、エネルギーの使用の合理化に関す

る法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律及び石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法を改正するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

〔中略〕

第3に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正であります。

その改正点は、同法の題名を「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」に改めるとともに、「石油及び石油代替エネルギー勘定」を「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に改め、同勘定において、従来の石油及び石油代替エネルギー対策に、新たにエネルギーの使用の合理化を促進するための措置を加えた石油及びエネルギー需給構造高度化対策を実施することとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)「第126回国会衆議院商工委員会議録 第2号」平成5年2月17日

8-202 「エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律」(抄)

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成5年3月31日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

法律第17号

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律

〔中略〕

(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正)

第3条 石炭並びに石油代替エネルギー対策特別会計法(昭和42年法律第12号)の一部

を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法

第1条第1項中「並びに石油及び石油代替エネルギー対策」を「及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策」に改め、同条第3項中「石油及び石油代替エネルギー対策」を「石油及びエネルギー需給構造高度化対策」に改め、「石油依存度の高い我が国のエネルギー需給事情の下においては」を削り、「石油依存度の低下」を「内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築」に、「の施策」を「にとられる施策」に、「並びにエネルギー」を「エネルギー」に、「のために通商産業大臣が行う施策」を「並びにエネルギーの使用の合理化の促進のためにとられる施策であって通商産業大臣が行うもの」に改め、同項第7号中「及び第7号」を「から第9号まで並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第21条の第1号及び第2号」に改め、同項第8号中「設置」の下に「又はエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置若しくは建築材料の使用」を加え、同項第9号中「又は」を「若しくは」に改め、「技術」の下に「又はエネルギーの使用の合理化のための技術」を加え、同項第11号中「石油及び石油代替エネルギー対策」を「石油及びエネルギー需給構造高度化対策」に改める。

第2条第2項中「石油及び石油代替エネルギー勘定」を「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に改める。

第2条の2中「並びに石油及び石油代替エネルギー勘定」を「及び石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に改める。

第3条の2の見出しを「(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の歳入及び歳出)」に改め、同条中「石油及び石油代替エネルギー勘定」を「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に、「石油及び石油代替エネルギー対策」を「石油及びエネルギー需給構造高度化対策」に改める。

第4条の2中「石油及び石油代替エネルギー

ギー対策」を「石油及びエネルギー需給構造高度化対策」に、「石油及び石油代替エネルギー勘定」を「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に改める。

第6条中「並びに石油及び石油代替エネルギー勘定」を「及び石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成5年4月1日から施行する。

[中略]

(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

- 第3条 第3条の規定による改正後の石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(以下この条において「新特別会計法」という。)の規定は、平成5年度の予算から適用し、平成4年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同条の規定による改正前の石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(以下この条において「旧特別会計法」という。)に基づく石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計(以下この条において「旧特別会計」という。)の石炭勘定又は石油及び石油代替エネルギー勘定の平成5年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(以下この条において「新特別会計」という。)の石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の歳入にそれぞれ繰り入れるものとする。
- 2 この法律の施行の際旧特別会計の石炭勘定又は石油及び石油代替エネルギー勘定に所属する権利義務は、新特別会計の石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定にそれぞれ帰属するものとする。
- 3 旧特別会計の石炭勘定又は石油及び石油代替エネルギー勘定の平成4年度の歳出予算の経費の金額のうち、旧特別会計法第15

条第1項の規定により繰越しをするものは、新特別会計の石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定にそれぞれ繰り越して使用することができる。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)

第5条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和25年法律第62号)の一部を次のように改正する。

第1条中「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」を「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第6条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」を「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」に改める。

[以下省略]

(出所)『官報』平成5年3月31日(号外特第7号)。

8-203 「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備に関する法律」の提案理由説明

平成12年2月24日
衆議院石炭対策特別委員会

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現行の石炭対策は、90年代を石炭鉱業の構造調整の最終段階と位置づけ、平成4年度以降、石炭鉱業の構造調整等を図るため所要の措置を講じてまいりました。この結果、昨年

8月の石炭鉱業審議会及び産炭地域振興審議会の答申にもありますように、現行の石炭対策の期限である平成13年度末までの間に十全の措置を講ずることにより、石炭対策の目的を達成することができる状況に至ったところであります。

このため、石炭対策の完了に必要な財源措置を講ずるとともに、石炭対策関係法律を廃止し、あわせて所要の経過措置を設けることが必要であるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第1に、石炭他並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正であります。

平成12年度及び平成13年度に、石炭勘定の負担において借入金をする等、政策経費を確保するための措置を講じます。

また、政策経費の歳出が終了する平成13年度末をもって石炭勘定を廃止し、平成18年度末までの間、借入金の償還を経理する勘定を暫定的に設置いたします。

[中略]

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)「第147回国会衆議院石炭対策特別委員会議録第3号」平成12年2月24日。

8-204 「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律」(抄)

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成12年3月31日

内閣総理大臣 小 淵 恵三

法律第16号

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律

[中略]

(石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第7条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和42年法律第12号)の一部を次のように改正する。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第7項中「平成11年度」を「平成13年度」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項を附則第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 附則第6項の規定による借入金のうち、平成12年度又は平成13年度に借り入れた借入金にあつては平成19年3月31日までに、その他の借入金にあつてはその借入れをしたときから4年(平成10年度に借り入れた借入金にあつては3年、平成11年度に借り入れた借入金にあつては2年)内に償還しなければならない。

附則第10項中「附則第7項又は」を削る。

附則第11項及び第12項中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

附則第13項中「附則第7項」を「附則第6項」に、「附則第6項」を「附則第5項」に改める。

附則に次の1項を加える。

16 平成12年度及び平成13年度においては、第3条第1項の規定にかかわらず、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第22条の規定による納付金であつて石炭勘定に帰属するものは、石炭勘定の歳入とする。

第8条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を次のように改正する。

第1条第2項第1号中「石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和30年法律第156号)その他の法令に基づき、又は」を削り、同号イ中「石炭鉱業構造調整臨時措置法」を「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成12年法律第16号)第2条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和30年法律第

156号)」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第3条第2項第1号を削り、同項第2号中「補助金」の下に「(交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。以下この項及び次条において同じ。)」を加え、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、同項第6号中「第1条第2項第3号」を「第1条第2項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号の2を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

第9条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法

第1条第1項中「石炭対策及び」を削り、同条第2項を削り、同条第3項第2号中「補助」の下に「(交付金、補給金、補償金その他の給付金の交付を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第2項とする。

第2条第1項中「、厚生労働大臣」を削り、同条第2項中「石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定及び」を削り、「所管大臣の全部又は一部」を「財務大臣又は経済産業大臣」に改める。

第2条の2及び第3条を削る。

第3条の2の見出しを「(歳入及び歳出)」に改め、同条第1項中「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」を「この会計」に改め、同項第1号中「第4条の2」を「第4条」に改め、同項第2号中「第1条第3項第10号」を「第1条第2項第10号」に改め、同項第3号中「勘定」を「会計」に改め、同項第4号中「勘定」を「会計」に改め、「補助金」の下に「(交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第2項中「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」を「この会計」に改め、同項第1号中「第

1条第3項第1号」を「第1条第2項第1号」に改め、同項第2号中「第1条第3項第2号」を「第1条第2項第2号」に改め、同項第3号中「第1条第3項第10号」を「第1条第2項第10号」に改め、同条を第3条とする。

第4条を削る。

第4条の2中「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」を「この会計」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「、石炭勘定及び石油及びエネルギー需給構造高度化勘定に区分し、各勘定において」を削る。

第8条中「各勘定に」を「この会計に」に改め、「当該各勘定の」を削る。

第11条中「各勘定」を「この会計」に改める。

第12条第1項中「各勘定に」を「この会計に」に、「当該各勘定」を「この会計」に改め、同条第3項ただし書を削り、同条第4項を削る。

第14条中「並びに同条第3項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子」を削る。

第15条第1項中「各勘定」を「この会計」に改める。

附則第5項中「の石炭勘定」を削る。

附則中第16項を第20項とし、第15項を第19項とし、第14項を第18項とする。

附則第13項を削る。

附則第12項中「この会計の」を「附則第12項に規定する」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第11項を附則第16項とする。

[中略]

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第8条及び第10条(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第24条及び第25条の改正規定に限る。)並びに附則第2条から第7条まで、第10条、第12条、第14条、第15条、第17条から第21条まで及び第29条の規定は平成14

年3月31日から、第4条、第6条、第9条及び第10条（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第28条及び附則第23条の改正規定に限る。）並びに附則第8条、第9条、第13条、第16条及び第22条から第27条までの規定は同年4月1日から施行する。

〔中略〕

（石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

- 第9条 第9条の規定による改正後の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（以下この条において「新特別会計法」という。）の規定は、平成14年度の予算から適用し、平成13年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同条の規定による改正前の石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（以下この条において「旧特別会計法」という。）に基づく石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（以下この条において「旧特別会計」という。）の石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の平成14年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法附則第12項に規定する石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の歳入にそれぞれ繰り入れるものとする。
- 2 第9条の規定の施行の際旧特別会計の石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定に所属する権利及び義務は、新特別会計法附則第12項に規定する石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定にそれぞれ帰属するものとする。
- 3 旧特別会計の石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の平成13年度の歳出予算の経費の金額のうち、旧特別会計法第15条第1項の規定による繰越しをするものは、新特別会計法附則第12項に規定する石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定にそれぞれ繰り越して使用することができる。

〔中略〕

（財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正）

第24条 財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成9年法律第109号）の一部を次のように改正する。

第28条中「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」を「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」に改め、「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」を削る。

〔以下省略〕

（出所）『官報』平成12年3月31日（号外第62号）。

8-205 「農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律」

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成5年12月17日

内閣総理大臣 細川 護熙

法律第95号

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律

（趣旨）

第1条 この法律は、平成5年度において低温等による水稲等の被害が甚大であったことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成5年度の再保険金の支払財源の不足に対処するため必要な特別措置について定めるものとする。

（借入金）

第2条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金（以下「平成5年度再保険金」という。）の支払財源の不足に充てるため農業共済再保

険特別会計法（昭和19年法律第11号。以下「法」という。）第8条の規定により平成5年度において借り入れた借入金（以下「平成5年度借入金」という。）に係る債務を弁済するため必要があるときは、同特別会計の農業勘定の負担において借入金を行うことができる。

（一般会計からの繰入れ）

第3条 政府は、次の各号に掲げる借入金及び一時借入金の利子の財源に充てるため、これらの利子に相当する金額を、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。

- 一 平成5年度借入金及び前条の規定による借入金
- 二 平成5年度再保険金の支払及び前号の借入金に係る債務の弁済に起因する法第9条第2項の規定による一時借入金

2 政府は、前項に定めるもののほか、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、平成5年度借入金又は前条の規定による借入金の償還金の財源に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計の農業勘定に繰り入れることができる。

（食糧管理特別会計からの繰入れ）

第4条 政府は、平成5年産の米穀の減収に対処するため輸入される米穀の平成5年11月1日から平成6年10月31日までの間における売買により食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に生ずる利益として政令で定めるところにより算定した金額に相当する金額を、平成5年度借入金又は第2条の規定による借入金の償還金の財源に充てるため、同特別会計の輸入食糧管理勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入金は、食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定の歳出とし、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入とする。

（剰余金の処理）

第5条 政府は、第3条第2項及び前条の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算

上の剰余を生じた場合において、法第6条第2項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同項の規定にかかわらず、第3条第2項及び前条の規定による繰入金の合計額から平成5年度再保険金のうち著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額として過去の被害率の平均及び分布状況を勘案して算定した政令で定める金額を控除した金額に相当する金額に達するまでの金額を、政令で定めるところにより、一般会計又は食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に繰り入れなければならない。

2 前項の規定による食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

（農業勘定における積立金の歳入への繰入れ）

第6条 政府は、平成5年度再保険金の支払財源の不足に充てるため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における法第6条第2項の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣 藤井 裕久

農林水産大臣 畑 英次郎

内閣総理大臣 細川 護熙

（出所）『官報』平成5年12月17日（号外特第26号）。

8-206 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（抄）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成6年12月14日

内閣総理大臣 村山 富市

法律第113号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

[中略]

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第60条、第61条第8項、第62条、第63条、第65条、第67条、第68条第2項中第61条第8項の準用に係る部分、第69条中第63条の準用に係る部分、第70条、第71条第3項、第85条(第2号に係る部分に限る。)及び第90条中第85条第2号に係る部分の規定並びに附則第6条第1項及び第2項、附則第10条、附則第13条(食糧管理特別会計法(大正10年法律第37号)第1条の改正規定中「食糧管理」を「食糧ノ需給及価格ノ安定」に改める部分を除く。)並びに附則第16条の規定平成7年4月1日(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成7年4月1日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日)

[中略]

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第13条 食糧管理特別会計法の一部を次のように改正する。

第1条中「食糧管理」を「食糧ノ需給及価格ノ安定」に改め、「貯蔵」の下に「並麦等ノ輸入ニ係ル納付金ノ受入」を加える。

第6条中「売渡代金」の下に「、麦等(飼料用ヲ除ク)ノ輸入ニ係ル納付金」を加え、同条に次の2項を加える。

前項ニ定ムルモノノ外国内米管理勘定ニ於テハ輸入食糧管理勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ輸入食糧管理勘定ニ於テハ国内米管理勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ国内米管理勘定ヘノ繰入金ハ同勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ヲ補填スル為輸入食糧管理勘定ニ於ケル輸入ニ係ル米穀等

ノ売買ニ因リ生ズル利益ノ額ヲ国内米管理勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ノ額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル所ニ依リ輸入食糧管理勘定ヨリ之ヲ繰入ルモノトス

第6条ノ2ノ2中「売渡代金」の下に「、麦等(飼料用ニ限ル)ノ輸入ニ係ル納付金」を加える。

[以下省略]

(出所)『官報』平成6年12月14日(号外特第26号)。

8-207 「漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律」

漁業再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成7年2月15日

内閣総理大臣 村山 富市

法律第7号

漁業再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

- 1 政府は、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、平成6年度において、一般会計から、92億2478万6000円を限り、同特別会計の漁業共済保険勘定に繰り入れることができる。
- 2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剰余を生じた場合には、漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和12年法律第24号)第3条ノ5第1項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣 武村 正義
農林水産大臣 大河原太郎
内閣総理大臣 村山 富市

(出所)『官報』平成7年2月15日(第1584号)。

8-208 「国有林野事業の改革のための特別措置法及び国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」の提案理由説明

平成10年5月15日
衆議院日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会

[中略]

第3に、国有林野事業特別会計法の改正についてであります。

国有林野事業特別会計の設置の目的に、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ運営することを加えるとともに、公益林の管理費等に対する一般会計からの繰入規定の整備を行うこととしております。

(出所)「第142回国会衆議院日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会議録第2号」平成10年5月15日。

8-209 「国有林野事業の改革のための特別措置法」

国有林野事業の改革のための特別措置法をここに公布する。

御名 御璽

平成10年10月19日

内閣総理大臣 小渕 恵三

法律第134号

国有林野事業の改革のための特別措置法

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 業務運営の方針(第5条—第9条)
- 第3章 実施体制の効率化

- 第1節 基本的な方針(第10条・第11条)
- 第2節 特別給付金(第12条—第14条)
- 第4章 財務の健全化
 - 第1節 債務の処理(第15条—第17条)
 - 第2節 国有林野事業特別会計法の特例(第18条—第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和22年法律第38号)第1条第2項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。)の危機的な財務状況に対処するため、その抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、国有林野事業の改革についての国民の理解を深めるとともに、あわせて、特定の債務の一般会計への帰属その他国有林野事業の改革のために必要な特別措置について定めることを目的とする。

(国有林野事業の改革の趣旨)

第2条 国有林野事業の改革は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化による収入の減少、債務の累増等による国有林野事業の危機的な財務状況に対処して、その財政の健全性を回復し、及び国民共通の財産である国有林野(国有林野事業の対象とする国有林野をいう。以下同じ。)を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立することにより、国土の保全その他公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域における産業の振興その他の国有林野事業の使命を十全に果たし、もって国民経済の発展及び国民生活の安定に資するために行われるものとする。

(国の債務)

第3条 国は、この法律に定める方針に従い必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国有林野事業の改革を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

(集中改革期間)

第4条 国有林野事業の改革は、平成15年度までの期間を集中改革期間として実施するものとする。

第2章 業務運営の方針

(公益的機能の維持増進を旨とする管理経

営への転換)

第5条 政府は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の重要性にかんがみ、国有林野の管理経営の方針について、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換することとする。

2 政府は、前項の方針に従い、複層林施業、長伐期施業その他の森林の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的に推進するものとする。

(国民の意見を反映した管理経営の実施)

第6条 政府は、国有林野事業を適切に実施するため、あらかじめ広く国民の意見を聴いて、国及び地域の段階で、それぞれ国有林野の管理経営に関する計画を策定し、これらを公表するものとする。

2 政府は、前項の計画において、前条第1項の方針に従った管理経営の内容を明らかにするものとする。

(民間事業者への業務委託の推進)

第7条 政府は、民間事業者の能力を活用しつつ国有林野事業を効率的に実施するものとし、このため、集中改革期間において、伐採、造林並びに林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して行うことを緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、当該実施行為のすべてを民間事業者に委託して行うものとする。

(国民による国有林野の利用の推進)

第8条 政府は、国民共通の財産である国有林野について、その有する公益的機能の維持増進との調和を図りつつ、公衆の保健のための利用、自主的な森林整備のための利用その他の国民による利用に積極的に供するものとする。

(国有林野事業の実施状況の公表)

第9条 政府は、国有林野の管理経営が適切に実施されていることを国民に対し明らかにするため、毎年度、国有林野事業の実施状況を公表するものとする。

第3章 実施体制の効率化

第1節 基本的な方針

(職員数の適正化)

第10条 政府は、国有林野事業(国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定(以下「事

業勘定」という。))においてその事務を取り扱う治山事業を含む。以下この節において同じ。)の効率的な実施体制を整備するため、集中改革期間において、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。

2 農林水産大臣は、集中改革期間の開始後一月以内に、国有林野事業に係る職員数の適正化の目標、その達成のために講じようとする施策その他国有林野事業に係る職員数の適正化に関する基本的な事項につき、閣議の決定を求めなければならない。

(組織の再編)

第11条 政府は、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものに再編するものとする。

第2節 特別給付金

(特別給付金の支給)

第12条 農林水産大臣は、集中改革期間において国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進するため、集中改革期間中の毎年度、退職を希望する国有林野事業職員(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する一般職の国家公務員をいう。以下同じ。)の募集を行う場合において、国有林野事業職員がこれに応じて退職を申し出たときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者について退職を希望する国有林野事業職員である旨の認定を行うことができる。

一 当該退職を申し出た年度の末日までに60歳(農林水産省令で定める要件に該当する者については、63歳、次条第1項において同じ。)となる者

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)第2条第2項の政令で定める官職にある者又は同法第5条に規定する常勤の職員

三 前2号に掲げるもののほか、常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定める要件に該当するもの

2 政府は、前項の認定を受けた国有林野事業職員が退職したときは、その者が次の各

号のいずれかに該当する場合を除き、その者に対し、特別の給付金（以下「特別給付金」という。）を支給するものとする。

一 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第3条、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用を受けずに退職した者

二 傷病又は死亡により退職した者

3 特別給付金は、第1項の認定を受けた年度の末日までに退職した者に対し支給するものとする。

（特別給付金の額）

第13条 特別給付金の額は、退職の日におけるその者の給与のうち一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものの月額合計額（その者の勤続期間が5年以上の場合においては、その額に、1.4を乗じて得た額）に、その者が60歳に達する日の属する年度と、その者が前条第1項の認定を受けた日の属する年度との差に相当する年数（15年を超える場合においては、15年）を乗じて得た金額とする。

2 前項の特別給付金の額の算定の基礎となる勤続期間の計算については、国家公務員退職手当法第7条第1項から第5項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特別給付金の返還等）

第14条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その者は、農林水産省令で定めるところにより、その支給を受けた特別給付金に相当する金額を政府に返還しなければならない。

一 その支給に係る退職をした日から起算して1年以内に農林水産省の職員（常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定める者を除く。）として採用されたとき。

二 国家公務員退職手当法第12条の3第1項の規定により支給を受けた一般の退職手当等の全部又は一部を返納させられることとなったとき。

2 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなった者であってその支給

を受けていないものが前項各号のいずれかに該当することとなった場合には、第12条第2項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。

3 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなった者であってその支給を受けていないものが国家公務員退職手当法第12条の2第1項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分を受けた場合には、第12条第2項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。ただし、当該処分が取り消された場合は、この限りではない。

第4章 財務の健全化

第1節 債務の処理

（借入金的一般会計への帰属等）

第15条 政府は、この法律の施行の時にあって、その時における事業勘定の負担に属する次に掲げる業務を、一般会計に帰属させる。

一 平成7年9月29日までに借り入れられた借入金に係る債務

二 前号に掲げる債務に係る利子であって、この法律の施行の日以前に発生しており、かつ、同日以降に支払われることとされているものに係る債務

2 前項の規定により一般会計に帰属する債務のうち政府が貸し付けた資金に係るものの償還期限は、平成11年3月31日までの間において政令で定める日とする。

（事業勘定における債務の処理）

第16条 政府は、この法律の施行の時にあって事業勘定の負担に属する借入金に係る債務（前条第1項の規定により一般会計に帰属したものを除く。）について、その償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施により、この法律の施行の日から50年を経過した日の属する年度の末日までに着実に処理するものとする。

2 政府は、前項の債務の処理を推進するため、第19条及び第21条に規定する措置を講ずるものとする。

（国会への報告）

第17条 政府は、国会に対し、毎年度、前2条の規定による国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況を報告しな

なければならない。

第2節 国有林野事業特別会計法の特例

(退職手当等に係る借入金)

第18条 事業勘定においては、集中改革期間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、政令で定めるところにより、国有林野事業職員が退職した場合に国家公務員退職手当法の規定に基づき支給する退職手当及び第12条第2項の規定により支給する特別給付金の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金を行うことができる。

2 前項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第5条第1項の規定による借入金とみなして、同条第2項並びに同法第7条及び第8条の規定を適用する。
(借入金の償還金に係る借入金)

第19条 事業勘定においては、第16条第1項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、この勘定の負担に属する借入金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金を行うことができる。

2 前項の規定による借入金については、前条第2項の規定を準用する。

(平成10年度における借入金の特例)

第20条 事業勘定においては、平成10年度において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金、附則第2条の規定による廃止前の国有林野事業改善特別措置法(昭和53年法律第88号)第4条第1項及び第2項の規定による借入金並びに第18条第1項及び前条第1項の規定による借入金のほか、この勘定における経費の財源に充てるため必要があるときは、この勘定の負担において、借入金を行うことができる。

2 前項の規定による借入金については、第18条第2項の規定を準用する。

(借入金の利子に係る一般会計からの繰入れ)

第21条 政府は、事業勘定の負担に属する借入金(政令で定めるものを除く。)について、第16条第1項に規定する年度までの期間中の毎年度、予算の範囲内において、当該年

度において支払うべき利子に充てるべき金額(平成10年度にあつては、この法律の施行の日から平成11年3月31日までの間において支払うべき利子に充てるべき金額)を、一般会計から事業勘定に繰り入れるものとする。

(損失の処理の特例)

第22条 事業勘定においては、第16条第1項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法第12条第2項の規定により繰り越した損失を、資本剰余金を減額して整理することができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。
(国有林野事業改善特別措置法の廃止)

第2条 国有林野事業改善特別措置法は、廃止する。

(国有林野事業改善特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の国有林野事業改善特別措置法第8条第2項に規定する特別給付金の支給を受けた者については、同法第10条第1項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

大蔵大臣 宮澤 喜一
農林水産大臣 中川 昭一
内閣総理大臣 小渕 恵三

(出所)『官報』平成10年10月19日(号外特第14号)。

8-210 「国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」(抄)

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成10年10月19日

内閣総理大臣 小渕 恵三

法律第135号

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律

〔中略〕

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第4条 国有林野事業特別会計法(昭和22年法律第38号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「国有林野事業を」の下に「国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ」を加え、同条第2項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)」に改め、同条第3項第1号中「(国有林野事業に該当するものを除く。以下次号において「治山事業」という。)」を削り、同項第2号中「治山事業」を「法第2条の治山事業」に改める。

第8条の3を第8条の4とし、第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の一条を加える

第8条の2 次に掲げる経費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

一 国有林野(国有林野の管理経営に関する法律第2条に規定する国有林野をいう。以下この条において同じ。)のうち森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第2項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林(次号において「公益林」という。)における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第25条第1項又は第2項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費で政令で定めるもの

三 森林法第7条の2第1項の規定に基づく森林計画の作成に要する経費

四 国有林野を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費で政令で定めるもの

五 国有林野の管理経営上重要な林道の

開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるもの

附則第13条第1項中「(昭和26年法律第249号)」を削る。

〔中略〕

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条並びに附則第4条から第6条まで、第9条、第14条及び第18条の規定は、平成11年3月1日から施行する。

〔以下省略〕

(出所)『官報』平成10年10月19日(号外特第14号)。

8-211 「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(抄)

財政構造改革の推進に関する特別措置法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成9年12月5日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第109号

財政構造改革の推進に関する特別措置法

〔中略〕

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第11条 港湾整備特別会計法(昭和36年法律第25号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「港湾整備5箇年計画」を「港湾整備7箇年計画」に改める。

〔中略〕

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第22条 国有林野事業特別会計法(昭和22年法律第38号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「治山事業5箇年計画」

を「治水事業7箇年計画」に改め、同項第1号中「以下次号」を「次号」に改める。

(治水特別会計法の一部改正)

第23条 治水特別会計法(昭和35年法律第40号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「治水事業5箇年計画」を「治水事業7箇年計画」に改める。

[以下省略]

(出所)『官報』平成9年12月5日(号外第243号)。